

表 1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況 \ 対象地	全国	発生地周辺（発生地から半径 10km 以内を基本）
通常時	<u>対応レベル 1</u>	野鳥監視重点区域に指定
国内発生時（単発時）	<u>対応レベル 2</u>	
国内複数箇所発生時	<u>対応レベル 3</u>	
近隣国発生時等	<u>対応レベル 2 または 3</u>	必要に応じて野鳥監視重点区域を指定

*ここでの「発生」とは糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離も含む。

表 2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査					糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				その他種	
		リスク種 1	リスク種 2	リスク種 3	その他種		
対応レベル 1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	10羽以上	10羽以上	10月から4月にかけて定期的に糞便を採取	
対応レベル 2	監視強化	1羽以上	1羽以上	10羽以上	10羽以上		
対応レベル 3	監視強化	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上		
野鳥監視重点区域	監視強化 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上		

*死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で3日間（複数羽の場合は大量死あるいは連続して死亡が確認された時点から3日間以内）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

*見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

■リスク種

表3 リスク種

(9目10科)

リスク種1 (18種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コブハクチョウ コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ キンクロハジロ	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ チュウヒ ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ クマタカ ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ ハヤブサ	◆ 主に早期発見を目的とする。 ◆ 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 ◆ 平成22~23年の発生において感染確認個体数が多かったオオハクチョウ、キンクロハジロ、オシドリ、ハヤブサを基本に、ハクチョウ類、ガン類、タカ類の主な種を含める。
<ul style="list-style-type: none"> 重度の神経症状*が観察された水鳥類 		
リスク種2 (17種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ ハジロカイツブリ	ツル目ツル科 マナヅル タンチョウ ナベヅル ツル目クイナ科 バン オオバン チドリ目カモメ科 ユリカモメ	フクロウ目フクロウ科 コノハズク ワシミミズク ◆ フクロウさらに発見の可能性を高めることを目的とする。 ◆ 過去に感染死亡例のある種をより幅広く含める。
リスク種3		
カモ目カモ科 ヒドリガモ、カルガモ、コガモ等(リスク種1、2以外全種) カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ等全種	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等(リスク種1、2以外全種) タカ目 トビ等(リスク種1、2以外全種) フクロウ目 コミミズク等(リスク種1、2以外全種)	ハヤブサ目 コチョウゲンボウ等(リスク種1、2以外全種) ◆ 感染の広がりを把握することを目的とする。 ◆ 水辺で生息する鳥類としてカワウやサギ類、リスク種1あるいは2に含まれないカモ類、カモメ類、タカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
その他の種		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記以外の鳥種すべて。 ◆ 猛禽類以外の陸鳥類については、ハシブトガラス以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことからその他の種とする。 ◆ 多数の死亡が見られた場合や平成16年のハシブトガラスのように感染死体を食べた等、感染が疑われる状況があった場合に検査することとする。 		

※リスク種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。

※リスク種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※リスク種1に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、上記の表に示す羽数でなくても把握をすべき場合も想定されることから、必要に応じて、地方環境事務所に相談する(地方環境事務所は必要に応じて本省野生生物課に相談する)。

* 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態(マニュアル本編 図IV-13 p.95参照)で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。